

令和3年

行方市農業委員会

第2回総会会議録

(令和3年2月25日)

令和3年2月25日 行方市農業委員会第2回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第 7号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第 8号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第 9号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第10号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第11号	現況証明願について
議案第12号	令和3年度行方市農業労賃及び賃借料情報について
議案第13号	行方市農用地集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第14号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第 7号	農地パトロール（許可後の実施状況）の結果について
報告第 8号	制限除外の移動届の受理について
報告第 9号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第11号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第12号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
6番 中城 かおり	7番 風間 啓次	8番 根本 正義
9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦	11番 椎名 勇
12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英	14番 根崎 和枝
15番 方波見 弘子	16番 原 文夫	17番 清水 量
18番 横山 司	19番 山野 貴司	

3 本日の欠席委員

4番 内藤 宏一

	4 議事内容
事務局	(開会宣言) 午後3時00分 (会長挨拶)
会長	改めましてこんにちは。 二、三日前は春のような陽気になったかと思ったら、昨日、今日はまた冬に逆戻りで、寒くなってしまいました。こういうことを繰り返しながらだんだん春になっていくということかと思えます。春の農作業もだんだん忙しくなってきますので、体のほうには十分気をつけて仕事のほうをしていただきたいと、このように思います。 感染症のほうも緊急事態ということで、その取組みのせいもあるんでしょうけれども、大分収まってきたようにも見えますけれども、緩めるとまた盛り返す。繰り返しというようなことになろうかと思えますので、もう少し気をつけて生活をするようにしなければいけないのかなというように思います。 こういうふうに感染症対策を取っての総会ということでございますので、スムーズに進めてまいりたいと思います。皆様方の協力をよろしく願いをいたします。 以上です。
事務局	ありがとうございました。
	(経過報告)
事務局	日程第3、経過報告。別紙2月行事経過報告により説明をいたします。行事経過報告をご覧いただきたいと思えます。 2月3日、4日、5日と市内全域の農地パトロール、転用許可後の実施状況調査を行いました。 まず、2月3日、麻生・行方・小高地区、中城委員、小沼委員、椎名農政部会長代理、それと事務局のほうで行いました。 同じく2月3日、太田・大和地区、平塚委員、山野委員、横山農地部会長、事務局で行いました。 2月4日、堤・要地区、横瀬委員、吉田委員、方波見委員、事務局で行いました。 同じく2月4日、武田・行戸地区、根本委員、原農地部会長代理、清水会長と事務局で行いました。 2月5日、玉川・手賀・玉造地区、古渡委員、郡司農政部会長、高塚代理、事務局で行いました。 同じく2月5日、荒原・立花地区、内藤委員、風間委員、根崎委員、事務局で行いました。ご苦労さまでございました。 2月25日、本日の総会でございます。こちら全農業委員と事務局で行います。 そのほか、総会終了後に人・農地プラン策定に係る協議ということで、こちらで全農業委員と事務局で行う予定です。 以上、報告いたします。

		(議長の選出)
事務局	局長	日程第4に入ります。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。
		(資格審査報告)
議長	議長	それでは、出席状況から始めたいと思います。 ただいまの出席委員は17名、欠席委員は1名でございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。
		(会期の決定)
議長	議長	本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。
議長	議長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
		(会議録署名人の選出)
議長	議長	会議録署名人を議長において、次のように指名いたします。 13番高塚利英委員 14番根崎和枝委員。
		(書記の選出)
議長	議長	総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命します。
		(議事日程報告)
議長	議長	議事日程は別紙日程表のとおりです。
		(議案の審議)
議長	議長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第7号)
議長	議長	議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	事務局	議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する (別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛。)
議長	議長	それでは、事務局説明を割愛させていただいて、早速審議に入らせていただきます。 1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。

議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	10番、郡司です。第4項の調査報告をいたします。 譲受人は58歳で、行方市井上に在住し、農業の方です。158aで水稲、露地野菜など営農しております。譲渡人は59歳で、神奈川県横浜市に在住で、会社員の方です。申請事由は譲受人の自宅から近く耕作に適しているためです。区分は贈与による所有権移転です。お2人は7代前の親戚ということで、譲渡人はまた県外に いるため農地の管理ができないということで、贈与という形になっております。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願 いします。以上です。
議	長	調査の結果は問題ないものということでございます。審議をお願いいたします。ご 異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、横瀬です。5項の調査報告をします。 受人は銚田市に住む65歳の農業兼会社社長です。渡人は同市山田に住む70歳の 無職の女性です。場所は●●●●●●の南側に当たります。申請事由は農業経営の 規模拡大し経営の安定を図るためとのことです。区分は売買による所有権の移転で す。現在は農業で1町歩ぐらい水稲とナス等、夏野菜を作付している模様です。農 機具等もそろっており、問題ないもの、許可相当と調査してまいりました。皆さん のご審議よろしくお願 いいたします。
議	長	調査の結果は農機具等もそろっており許可相当ということでございます。審議をお 願 いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、吉田です。第6項の調査報告をいたします。 申請人は行方市小幡在住の70歳、農業の男性です。渡人は同市小幡、無職の71 歳の男性です。申請理由は農業経営の規模拡大し経営の安定を図る。区分は売買に よる所有権の移転となります。申請人は現在実習生4人、子供とともに10町5反 歩ほど米、サツマイモ等を作付しております。機械器具も充実しており、問題ない ものと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願 いいたします。以上 です。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

議 2	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。 2番、横瀬です。7項の調査報告をします。 受人は同市山田に住む70歳の農業の女性です。渡人は同市山田に住む62歳の農業の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大をし経営の安定を図るためとのことです。隣接する土地を買い入れ、県道から出入り口を造成するためとのことと聞いてきました。区分は売買による所有権の移転です。問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 6	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。 6番、中城です。8項の調査報告をいたします。 受人は市内五町田在住、農業と水産業を営む65歳の男性です。渡人は市内次木在住、農業の69歳の男性です。申請事由は記載のとおり、農業経営の規模拡大、経営の安定を図るとのことです。区分は売買による所有権移転です。通作距離は10km、20分。周辺の農地に対し農業上の利用に及ぼす影響はないとのこととです。調査の結果、問題ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	通作距離も10kmということで問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。9項の調査報告をします。 譲受人は行方市麻生、自営業兼農業の47歳の男性の方です。譲渡人は行方市島並、農業、71歳の女性の方です。申請理由は農業経営の規模拡大し経営の安定を図るため。区分は売買による所有権移転です。譲受人は田畑合わせて1万1,420㎡、水稻、サツマイモ、年間作業時間は250日、家から6km、10分程度、農機具もそろっており、何の問題なく調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。

1	0	番	<p>10番、郡司です。第10項の調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は48歳で、行方市荒宿に在住し、農業兼会社員の方です。譲渡人は73歳で、同市荒宿に在住し、農業の方です。お2人は同居の親子になります。申請事由は経営移譲で、区分は贈与による所有権の移転です。譲渡人は高齢となったため、息子である譲受人に農業経営の全てを譲渡することになり、譲受人も快諾したそうです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議	長		<p>調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員		<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長		<p>異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長		<p>次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	1	番	<p>11番、椎名です。第11項の調査報告をします。</p> <p>受人は行方市小高在住、68歳、農業の男性です。渡人は千葉県香取市在住、69歳の女性です。申請事由は農業経営の規模を拡大し経営の安定を図る。区分は売買による所有権の移転です。渡人がこの土地を相続したものの土地の管理ができないので、今回受人に相談をし、今回の申請になったそうです。この土地まで距離は500m、5分です。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長		<p>調査の結果は許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員		<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長		<p>異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長		<p>次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	2	番	<p>12番、吉田です。12項の調査報告をいたします。</p> <p>申請人は行方市南高岡在住、59歳の農業の男性です。渡人は同市南高岡在住、87歳の農業の男性です。2人の関係は実の親子となります。申請理由ですが、経営移譲で、区分は贈与による所有権の移転となります。親子間における何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長		<p>調査の結果は何の問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員		<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長		<p>異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長		<p>次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1		番	<p>1番、平塚です。第13項の調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は市内天掛在住、70代、農業の男性です。譲渡人は市内吉川在住、70</p>

		代、農業の男性です。申請事由は議案書のとおり、農業経営の規模拡大し経営の安定を図るため、売買による所有権移転です。当該申請地は吉川の堤防沿いで、第2排水機場に接した蓮田です。取得後の経営面積は約3万3,000㎡です。通作距離は約2km、5分程度です。必要書類も添付されており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は何の問題もなく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	10番、郡司です。第14項の調査報告をいたします。 譲受人は80歳で、行方市井上在住、農業の方です。164aで水稻、露地野菜などを営農しております。譲渡人は69歳で、同市井上に在住し、農業の方です。申請事由は農作業効率化と耕作地の整形のためです。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いします。以上です。
議	長	調査の結果は何の問題もないもの、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、14項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、15項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、古渡です。第15項の調査報告をいたします。 譲受人は行方市玉造甲に住む27歳、農業の男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む65歳の農業をしている男性です。2人の関係は親子でございます。田畑合わせて1万8,399㎡、申請理由は経営移譲で、区分は贈与による所有権移転でございます。農機具もそろっていて何ら問題がないと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、15項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、16項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、原です。16項の調査報告をいたします。 受人は東京都に在住し、会社員兼農業をしている54歳の男性の方であります。実家のある両宿に147aの農地を所有し、89aの借地で醸造用ブドウを栽培する準備をしているところであります。春に植え付けるということであります。貸人は市内両宿に在住する81歳の方です。申請理由は経営の規模拡大のため、当該農地

		に賃貸借権の設定をしたいというものであります。農業従事日数は150日、農機具、倉庫も所有しており、許可してもよいものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は許可してもよいものだとということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、16項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、17項、18項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、吉田です。17項、18項と関連がございますので、併せて報告のほどさせていただきます。 17項、18項の申請人は行方市北高岡在住、会社員兼農業の66歳の男性です。17項の渡人は同市小幡在住の61歳会社員の男性です。18項の渡人は同市小幡在住、71歳の会社員兼農業の男性となっております。申請理由は新規就農のため、区分は売買による所有権の移転となります。今まで会社の休みに妻の農業を手伝いをしていましたが、定年とともに本格的に農業をしようと考えたところ、土地の周りの所有地に地続きの土地を売ってくれるところがあり、今回の申請となったそうです。今まで小規模ではありますが農業をしていたので、農機具、作業場等もそろっており、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は農機具等もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、17項、18項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、19項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、椎名です。第19項の調査報告をします。 受人は行方市南在住、70歳の女性です。渡人は埼玉県在住、73歳の女性です。申請事由は受人の所有する農地と一体でなければ農地として利用ができないためです。区分は贈与による所有権の移転です。現地を確認したところ、細長い土地で、隣の畑と一体でなければ何も耕作できない畑でした。権利の移転もやむを得ないなと思いましたが、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	下限面積の特例はこれでしたか。 別なところだったか。
事	務	局
議	長	これです。 ちょっと審議する前に、下限面積の特例をちょっと事務局に説明してもらえますか。5,000㎡以下の人が贈与を受けられるという、こういう特例の場合ですよね、これね。悪いね、急に振って。贈与の場合はやっぱり5,000㎡の下限面積

		がないと受けられないという決まりがあると思うんですけども。
事	務	局
		すみません、今回事前に説明資料ということでも送らせてはいただいたんですが、今回19項の譲受人の方は50aの所有面積に満たないということなんです、今回の申請地がこの譲受人の方の所有されている農地と一体でなければ農地として利用できない状況のところになっておりまして、下限面積の特例といたしまして、申請地がその位置、面積、形状等から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につきましては、当該隣接農地の事業に供している者が権利を取得する者であることに該当するというので、下限面積の特例といたしまして50aに満たない方でも取得できるということになってございます。
議		長
		ありがとうございます。事務局から説明がございましたように、下限面積の特例が適用される場合であるということでございます。
1	8	番
事	務	局
		これはどういう理由。一緒じゃなくてできないというのはどういうわけ。
		隣接する農地と一体でなければ、その農地が農地として利用できないということになるので。
1	8	番
事	務	局
		進入路がないんですか。
		すみません、今回の申請地につきましては、もともともう少し大きい農地であったんですが、県道の拡幅に伴う用地買収があって、面積が少なくなってしまったんですけども、それで事務局と、あと農業委員さんにも現地確認していただいたんですけども、非農地にもちょっとできないようなところということで、そうしますと、隣接する所有地の方に一体として耕作していただくことしか権利の設定ができないということで、今回下限面積の特例を適用して、隣接地の方が取得されるという。
1	8	番
事	務	局
		小さくてもいいよ。
		幅が1m50か2mぐらいで、20mぐらいあるような。そんな土地なので。
1	8	番
議		長
		そういうわけなのか。一緒じゃないとできないという。分かりました。
1	8	番
議		長
		はい。
		その脇を持っている人がその下限面積は満たしてはいないんだけど、その人がつくらなければどうしようもない土地になってしまったと。
1	8	番
		これからそういう例が出ると思うんですけども、例を分かってないと、どうい
		うときがいいんで、どうい
		うときが悪いんだというのが分からないので、一応聞いたんですけども、はい、分かりました。
議		長
		よろしいでしょうか。
1	8	番
議		長
		はい。
		調査の結果は許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全		員
		異議なし。（全員一致）
議		長
		異議なしと認め、19項は原案のとおり可決いたします。

		(議案第8号)
議	長	議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛。)
議	長	1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番
		11番、椎名です。第1項の調査報告をします。調査には中城委員さんのご協力をいただきました。 申請人は行方市島並在住、51歳、公務員の男性です。申請事由は太陽光発電設備です。パネルの枚数は232枚、現況は畑であります。何も耕作していない状況で、耕作放棄地になる前に有効活用をしたいとのことでした。農地は第2種農地で、原則許可となり得る農地です。事業計画書、残高証明書等関係書類も添付しており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は関係書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第9号)
議	長	議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和3年2月25日提出、行方市農業委員長 清水 量。 案件につきましては、第1項から第7項までとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する)
議	長	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	
		7番、風間です。第1項の調査報告をします。今回の調査は根崎、内藤両委員さんとともに調査してまいりました。 譲受人は東京都品川区で太陽光発電事業などを手がけている会社代表の男性です。譲渡人は東京新宿に在住、69歳の男性です。申請事由は太陽光発電設備で、区分は地上権設定となります。この土地は休耕地だったため、賃貸して地代収入を得たいそうです。場所は芹沢地区法眼寺より北西150mほど行ったところになります。調査の結果、必要書類もそろい、問題ないものと調査してまいりました。ご審

		議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は必要書類もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4	番 14番、根崎です。第2項の調査報告をします。この案件は風間、内藤両委員と調査してまいりました。 譲受人は市内玉造乙在住、55歳、公務員の男性です。譲渡人は小美玉市在住、61歳の女性です。2人の関係は実の姉弟だそうです。申請事由は自己用住宅をつくるためです。場所は玉造駅より東へ200mくらいのところですが、畑として長年使われている部分です。今回分筆をして自己用住宅をつくるということでした。関係書類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上。
議	長	調査の結果は関係書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、古渡です。第3項の調査報告をいたします。この案件には高塚委員に同行していただきました。 譲受人は行方市玉造甲に住む49歳の会社経営をしている男性です。譲渡人は行方市捨木に住む72歳の農業をしている男性です。申請理由は資材置場で許可日から2か月間の一時転用になります。区分は賃貸借権でございます。場所は玉造ゴルフ倶楽部捨木コースから西へ500mぐらい行ったところになります。必要書類も添付され、許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項、5項、6項は関連がございますので、一括審議といたします。
1	9	番 調査員より調査の報告を求めます。 19番、山野です。第4項から第6項まで関連しますので、一括報告をいたします。調査には小沼委員のご協力を得て調査をしております。 第4項から第6項まで借受人については鹿嶋市在住の建材業を営む法人で、代表者は男性の方になります。第4項の貸人でございますが、水戸市在住で、無職の男性

		<p>でございます。第5項についての貸人は石神在住、無職の男性の方でございます。第6項の貸人については鹿嶋市在住、無職の女性の方でございます。申請事由ですが、議案書に記載のとおりでございます。第4項から第6項については砂利採取搬出入路、違反転用の是正で、許可日から3年間の一時転用で申請されたものでございます。場所については、申請地は裏面に添付されている石神地内の現地案内図公図をご覧いただきたいというふうに思います。周囲の状況ですが、隣接農地等についても特に支障ないものと思われ、関係種類についても整っており、第4項から第6項まで許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしく願いたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は関係書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項、5項、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番 15番、方波見です。7項の調査報告をいたします。この案件は山野委員、横瀬委員にも同行していただきました。 申請人は建材業、繁昌に事務所、工場を持つ49歳の方です。渡人は矢幡在住の男性の方です。土地は矢幡の畑2筆で1,052㎡となり、砂利採取のため許可日より3年間の一時転用となります。区分は使用貸借権となります。許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第10号)
議	長	議案第10号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第10号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する)。
議	長	それでは、早速審議に入ります。 1項、2項は関連がございますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番 11番、椎名です。第1項、2項は関連がありますので、一括で調査報告をします。調査には中城委員さんのご協力をいただきました。 1項の受人は行方市南の有限会社代表取締役の男性です。渡人は同市南在住の男性です。申請事由は砂利採取場の一時転用になります。区分は使用貸借権です。砂利

		の販売が予定より少なかったため、計画した工期にできなかったため3年間の事業計画の変更です。2項の受人は1項と同じ有限会社代表取締役の男性です。渡人は同市麻生在住の男性。申請事由は砂利採取場の一時転用になります。区分は使用貸借権です。砂利の販売が予定より少なかったため、計画した工期にできなかったため3年間の事業計画の変更です。1項、2項とも関係書類も添付しており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は関係書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項より9項は関連がございますので、一括審議といたします。
3	番	調査員より調査の報告を求めます 3番、古渡です。第3項から第9項まで関連があるため、一括調査報告をいたします。この案件には高塚委員に同行していただきました。 譲受人は行方市玉造甲に住む建設業をやっている71歳の男性です。第3項の渡人は同市八木蒔に住む女性の方です。4項の渡人は同市八木蒔に住む男性の方です。5項の渡人は同市八木蒔に住む男性の方です。6項の渡人は八木蒔に住む女性の方です。7項の渡人は同市八木蒔に住む女性の方です。8項の渡人は同市八木蒔に住む男性の方です。9項の渡人は同市八木蒔に住む男性の方です。申請理由は土採取搬出入路で、一時転用になります。区分は賃貸借権でございます。場所は玉造ゴルフ倶楽部捻木コースから西へ1kmぐらい行ったところになります。必要書類も添付され、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は必要書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項、4項、5項、6項、7項、8項、9項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第11号)
議	長	議案第11号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第11号 現況証明願について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛。)
議	長	それでは、早速審議に入ります。 1項、2項は関連がございますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。

3	番	<p>3番、古渡です。この案件には高塚委員に同行していただきました。</p> <p>1項、2項は関連しているため、一括調査報告をいたします。</p> <p>1項、2項とも申請人は行方市玉造甲に住む男性の方です。願出要旨は地目変更登記のため、非農地証明でございます。20年前から山林化しているそうです。場所は玉造中学校から北東へ500m行ったところになります。何ら問題はないため許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は20年以上前から山林化しており、証明書を交付してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項、2項は証明書を交付することに決定いたします。</p>
議	長	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	2番	<p>12番、吉田です。3項の調査報告をいたします。調査には根本委員の協力をいただいております。</p> <p>申請人は行方市小幡在住、60歳、農業の男性です。願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明でございます。20年以上前から宅地として利用していません。現在の状況から農地に戻すことは非常に困難と調査してまいりました。非農地証明書の交付に関しまして交付相当と思われれます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は20年以上前から宅地として利用しており、証明書を交付相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。</p>
議	長	<p>次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	1番	<p>11番、椎名です。第4項の調査報告をします。調査には中城委員さんのご協力をいただきました。</p> <p>申請人は行方市南に在住する女性です。申請人理由は地目変更登記のための非農地証明です。45年以上前から宅地として利用していたそうです。何の問題もなく非農地証明を交付してもよいと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は45年以上前から宅地として利用しており、交付相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。</p>
議	長	<p>次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	1番	<p>11番、椎名です。第5項の調査報告をします。調査には中城委員さんのご協力をいただきました。</p>

申請人は埼玉県に在住する女性です。申請理由は地目変更登記のための非農地証明です。土地は道路用地として分筆した残地で、隣接する土地と一体利用もできず、狭い土地のため耕作もできないと思います。何の問題もなく非農地証明を交付してもよいと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は農地として耕作するのが困難であるから非農地証明書を交付してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定いたします。

(議案第12号)

議 長 議案第12号 令和3年度行方市農業労賃及び賃借料情報についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第12号 令和3年度行方市農業労賃及び賃借料情報について説明する。
別紙、資料No.1の令和3年度農業労賃及び賃借料情報をご覧いただきたいと思ひます。
こちらは先月、1月25日に開催しました農政部会の中で、近隣の状況を見ながら検討いたしまして作成してございます。内容につきましてはご覧いただきたいと思ひます。この後、4月の市報と併せて全戸配布する予定でございます。以上です。

議 長 農業労賃及び賃借料情報につきましては1月の農政部会において検討された結果を郡司農政部会長より説明をお願いしたいと思ひます。

1 0 番 10番、郡司です。それでは、資料No.1をご覧ください。
こちらは先月、1月25日に開催しました農政部会の中で近隣の状況を見ながら協議をいたしまして案を作成したものでございます。昨年からの変更点では、1番の一般農作業賃金が最低賃金の引き上げに合わせて、去年6,800円だったものを200円引き上げ、7,000円としました。2番については、変更のみなんですけれども、2番については田の部で機械田植えが500円引き上げ、7,000円に、苗持ち込みが2万1,000円に変更されております。また、畑の部でロータリー耕が500円引き上げ、4,500円に変更されております。近隣他市町村との比較で行方市の料金が低かったものを中心に引き上げることになりました。差額の賃借料のほうについては、令和2年の4月から12月までの賃借料のデータを基に平均したものということで、それぞれ10a当たりで田が1万3,800円、畑が9,800円となっております。以上、農政部会での協議結果をご報告いたします。以上です。

議 長 郡司農政部会長、説明をありがとうございました。
それでは、ただいまの説明に対しての審議をお願いいたします。何か質問等ありましたらお願いをします。
小沼委員さん。

9 番 この間ちょっと農政部会で意見したけれども、色彩選別の方はどうなっているの

議 長 か。

事 務 局 事務局、お願いします。

9 番 すみません、色彩選別に関しましては、潮来市のほうで農業労賃ということで出しております、潮来市のほうに確認したところ、個人でやっていらっしゃるということだったかと思いますが、すみません。今日ちょっと資料がなくて大変申し訳ないんですけども、

事 務 局 後で。この次の市報に出すのにはちゃんと書いてもらいたい。一応、一俵あたり幾らとか何とかと、色彩について。

議 長 そうしますと、そちらに関しましても入れさせていただいて、一度提案させていただいて、それでよろしければ入れるという形でよろしいでしょうか。

9 議 長 いいですか。

事 務 局 はい。

議 長 じゃ、そこのところをちょっと潮来市の例か、あとはないのかな。

議 長 はい、近隣市では色彩選別で賃料という形で出していたところは潮来市だけだったかと思います。

議 長 それでは、ただいまの説明に対して何かありますか。大丈夫でしょうか。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、令和3年度行方市農業労賃及び賃借料情報については原案のとおり決定いたします。

（議案第13号）

議 長 議案第13号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第13号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について説明する。

別紙、資料No.2をご覧くださいと思います。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。2枚目の農地中間管理事業・総括表でご説明いたします。

新規の設定で、田が9件、15筆、2万4,316㎡、畑が6件、13筆、2万2,078㎡、計15件、28筆、4万6,394㎡。更新の設定で田のみ、1件、1筆713㎡となります。新規と更新の合計で16件、29筆、4万7,107㎡となります。

次のページの農地中間管理事業一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思えます。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定いたします。

（議案第14号）

議 長 議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題いたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。

別紙、資料No.3をご覧くださいと思います。令和3年2月3日付で行方市長より、行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画（案）に係る意見を求められております。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が51筆、9万2,612㎡です。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思いますと思いますが、一覧表の4ページからなんです、再配分とあるものにつきましては、担い手の変更となり、新たに担い手に再配分するというございます。

なお、議案第13号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行いたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構は農用地利用配分計画を定め、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定いたします。

先ほどのあれなんだけれども、色彩選別の料金を決める前に、農政部長さんにちょっと相談して、それから農政部なり何なりにちょっと相談してからにしてもらえばな。そういうことでお願いします。

報告案件長いか。あるのか。どうします。休憩取りますか。報告案件に入る前に休憩取ったほうがいいですか。取りますか。

じゃ、10分間休憩取りますので。前の時計で4時10分から再開します。

（休憩） 午後 4時00分～午後 4時10分

議 長 それでは、総会を再開します。

（報告第7号）

議 長 次に、報告案件に入ります。

報告第7号 農地パトロール（許可後の実施状況）の結果報告についての件を議題

といたします。事務局より説明願います。

事務局 報告第7号 農地パトロール（許可後の実施状況）の結果報告について説明する。別紙、資料No.4のほうをご覧いただきたいと思います。許可後の実施状況ということで、平成31年度に転用許可を受けた方で、完了届けが出ていないものにつきまして2月3日から5日にかけて地区ごとに農地パトロールを実施していただきまして、結果のほうをまとめたものでございます。その次のページに農地パトロール調査結果ということでまとめたものがありますので、ご確認いただければと思います。以上です。

議長 農地パトロールにつきましては、大変お忙しい中、ご苦労さまでございました。

ここで各地区委員代表の方よりご報告をいただきたいと思います。

まず、北浦地区は16番、原農地部会長代理者より報告をお願いいたします。

16番 16番、原です。北浦地区の報告をさせていただきます。

調査は2月4日に実施させていただきました。今回の調査件数は20か所でございます。内訳として4条が4か所、5条が12か所、営農型太陽光が1か所でございます。実施状況でございますが、目的どおり工事が完了している件数が15か所、工事中が1か所、未着手が5か所でございます。未着手の5か所の内訳につきましては、4条案件が2か所、5条が3か所でございます。以上、北浦地区の報告を終わりにいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

次に、玉造地区は14番、根崎委員さんより報告をお願いいたします。

14番 14番、根崎です。玉造地区農地パトロール調査結果について報告します。

調査は2月5日に実施いたしました。今回の調査件数は29か所で、内訳として4条が1か所、5条が23か所、制限除外が1か所、営農型太陽光が2か所でした。実施状況ですが、目的どおり工事が完了している件数が17か所、工事中が3か所、未着手が9か所でございます。未着手9か所の内訳につきましては、4条案件が1か所、5条案件が8か所でございます。以上、玉造地区の報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

続いて、麻生地区の報告を18番、横山農地部会長よりお願いをいたします。

18番 18番、横山です。麻生地区の農地パトロールの調査結果について報告をいたします。

調査は2月3日に実施をいたしました。今回の調査件数は26か所で、内訳として4条が1か所、5条が24か所、営農型太陽光が1か所でした。実施状況であります。目的どおりに工事が完了している件数が17か所、工事中が1か所、未着手が8か所でございます。未着手8か所の内訳につきましては、5条案件が8か所でございます。もう一言付け加えをさせていただければ、この根古屋地内の営農型の太陽光発電ですが、作物はサカキなんです。申請どおり非常にきちんとやっております。我々調査した麻生地区委員、事務局とも大変感心をいたしました。ぜひともこうありがたいものだというふうに再認識をいたしましたので、一言付け加えさ

議 長	<p>せていただきます。以上、麻生地区の報告を終わります。皆様、農地パトロール、大変ご苦労さまでした。今後ともぜひともよろしくお願ひいたします。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>代表委員の方よりご報告をいただきましたが、今後とも皆様のご指導をよろしくお願ひをいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(報告第8号) (報告第9号) (報告第10号) (報告第11号) (報告第12号)</p> <p>次に、報告第8号 制限除外の移動届の受理について、報告第9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第12号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願ひします。</p>
事 務 局	<p>報告第8号 制限除外の移動届の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。</p> <p>報告第9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について説明する。</p> <p>別紙、資料No.5をご覧いただきたいと思ひます。農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3か月以内に事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないことになっております。今回は1月12日から2月10日までの1か月間に報告書を提出いただいたものにつきましてご報告いたします。今回1法人から報告がございました。農地所有適格法人は4つの要件を満たす必要があります。1つ目が法人形態要件で、会社形態であること。2つ目が事業要件で、主たる事業が農業であることで、農業と関連事業が売上高の過半を占めること。3つ目が構成員要件で、農業常時従事者、農地提供者、市町村農協などの農業関係者の議決権が総議決の2分の1を超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の2分の1未満であること。4つ目が役員要件で、業務執行役員の過半の者が法人の農業に150日以上従事し、さらにその役員、または事業の使用人のうち1人以上が60日以上農作業に従事していることとなっております。今回上がってきました農地所有適格法人は、この4つの要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。</p> <p>報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。</p> <p>報告第12号 農業委員活動状況について下記のとおり報告する(別紙議案書のとおり)。</p>
議 全 員 議 長	<p>それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。(全員一致)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

議

長 (閉会宣告) 午後4時25分
これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第2回総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。協力ありがとうございました。

この会議録が正当であることを証するため署名押印する。

令和3年2月25日

総会議長

13番

14番